

議長（門 瀧雄）

これをもって、6 番村岡議員の質問を終わります。

次に、11 番尾崎忠義君。

議員（尾崎 忠義）

11 番、日本共産党町議会議員の尾崎忠義でございます。

私は、平成 25 年 3 月、多度津町議会第 1 回定例会におきまして、町長並びに教育長、そして各関係担当課長に対し、1、町民の生活交通を保障するコミュニティバスの運行について、2、子供の医療費、中学卒業までの無料化について、3、住宅リフォーム助成制度と小規模工事登録制度についての 3 点を一般質問をいたします。

まず、一般質問に先立ち、本日は 3 月 11 日、東日本大震災から 2 年が経過をし、3 年目を迎えました。いまだかつて日本が経験したことがない大震災と原発事故の巨大複合災害による未曾有の被害は、避難生活が長期化をし、被災地の暮らしや仕事にさまざまなかつ深刻な問題を引き起こし、その多くは解決されていない状況に対し、国の責任において一刻も早い地域本位の災害復興への整備、再建の実現、そして避難者の救済を強く望むものであります。

さて、まず最初に、町民の生活交通を保障するコミュニティバスの運行についてであります。

第 2 次世界大戦に敗戦した日本は、東西冷戦の激化の中で急速な復興を遂げ、1960 年代には高度経済成長期に入り、この高度経済成長期の過程で経済構造、産業構造は大きく変化をし、地域構造や輸送構造もそれに連れて変貌していったわけであります。高度経済成長期における政府の諸政策により、引き継がれた主要な事態として過密過疎の発生があり、その引き金としてエネルギー革命や資源、食料の海外依存があげられます。

そして、それらの政策により北海道、九州を初めとする全国各地の石炭産業が崩壊をし、そうした仕事に従事していた地域住民は職を求め、日本民族大移動といわれるほど、大量に太平洋ベルト地帯に位置する大都市近郊へ移住したわけであります。都市は過密ゆえに引き起こされる交通問題に悩み、地方は過疎ゆえに引き起こされる交通問題に悩むという構図がこうしてつくられ、この 50 年間増幅し、矛盾が激化をし、過疎過密の進展により公共交通機関の利用者の増減が大きくもたらされたことでもあります。この過疎過密は、その後東京一極集中を先鋭化し、一層交通利用の矛盾を広げ、首都圏では公共交通の輸送力が今も著しく不足をし、殺人的な通勤地獄が展開されております。

また、地方部では、沿線人口が著しく減少し、地方公共交通は利用者減から経営危機に陥り、そのサービスを切り下げ、また運賃値上げを展開したため、沿線住民はマイカー、モータリゼーションに全面的に依存せずには生活できない

状況になり、とりわけ地方鉄道利用者数は著しく減少し、その役割はもう終わったという人もいる状況になっております。

高度経済成長期における政府の諸政策により引き起こされた事態にこのマイカー、モータリゼーションがあり、政府は自動車産業及び電機産業を国の基幹産業、戦略産業と位置づけ、育成に力を注ぎ、大量生産による製品価格低下や消費者ローン制度等の後押しで自家用車は急速な普及を見たわけであります。こうした日本の政府の政策貫徹は、都市とローカル地域とでは交通利用の実態には著しい違いがあり、政府の施策としてのマイカー、モータリゼーションが推進されたものの、今では我が国の交通問題を解決するものとは言えず、マイカーという私的交通手段はもはや交通手段として環境破壊と渋滞、事故の多発化等により破綻している状況であります。

まず、そうした環境条件を考えれば、現在の日本の交通社会のあり方は、1、長命長寿社会到来による移動制約者の著しい増加、2、石油価格の高騰、枯渇、3、地球温暖化防止、迫られる低炭素化社会への迅速な対応があげられると思われまゝ。これまでも交通は広域的で、一つの市町村域内ではとどまらない点が指摘されており、市町村バスの運行において隣接市町村への運行が隣接地域の住民から強く希望されていても町域や村域を超えては運行されてこなかったことがあり、広域的な運行は必要であり、広域交通問題は十分に改善し得るもので、例えばごみ処理、下水処理など、一部事務組合方式を採用すればよいのであります。

21 世紀の長寿社会の到来の中で人々が生き生きと自由に移動できる社会の到来に向けて、人と環境に優しい公共交通機関の実現が切に望まれており、特にコミュニティバスは、低公害化や低床化等、車両面の改善、運賃の乗り継ぎ割引など、ソフト面の改善が必要であります。公共交通の空白地域の増大により、マイカー利用者増と移動制約者層とにさらに大きく分離される状況が激化しつつある中で、バスをいつまでも住み続けられるまちづくりを実際的に保障する地域の公共施設として位置づけ、地元、自治体、利用者が一体となって育成する情熱を持つならば、公共交通改善の展望は大きく開けてくるものであります。地方自治体としての基礎自治体に地域の交通政策を立案をし、実現する権限や財源がない点を早急に改善することが極めて大きな課題と言えるのではないのでしょうか。

また、日本は世界で有数の高齢国になりつつあります。今後ますます高齢化が進むのは確実なだけに、単なる与件、背景とする位置づけだけではなく今後長期にわたってメインの対策とすることが必要で、かつてマイカー、モータリゼーション推進政策が国の高度経済成長に必要と考え、国家最重要の政策と位置づけられたように高齢者政策を最重点に取り組むことが必要であり、今は元氣

な青年、壮年層もいずれは我々も含めて高齢者に確実になるのであります。そのためにも地域での公共交通をしっかりと整備すれば、地域全体の暮らしやすさが大幅アップするわけであります。

そこで、お尋ねをいたします。

第1点目は、1998年、運転免許の自主返納制度が始まって15年になりますが、平成25年3月1日では何名か。

2点目に、町内でのマイカー所有台数は何台か。世帯別では何台ぐらいか。また、男性、女性の免許取得率及びうち75歳以上の免許取得率は何%か。

3点目には、社会福祉協議会のお買い物福祉バスの利用状況と人数はどのくらいか。

4点目に、コミュニティーバスの定住圏構想での市町間連携として、ごみ処理、下水道処理など、広域化運行として一部事務組合方式を採用して実施すべきかどうか。

5点目に、従来の地域公共交通活性化及び再生に関する法律にかわって国土交通省の生活交通サバイバル戦略での地域公共交通確保維持改善事業では、生活交通の存続が危機に瀕している地域等における地域最適な移動手段の提供と駅のバリアフリー化等、移動に当たってのさまざまな障がい解消するとして、24年度に前年比1.09、332億円を予算計上しており、陸上交通の確保維持事業として新規の調査事業が補助対象となっており、活用できないのかどうか。

6点目に、一日も早く町民、行政、交通事業者などの公共交通協議会を立ち上げて、コミュニティーバスのデマンドタイプ、乗り合いタクシーでのデマンドタイプ、生活交通総合システム、シーバスシステム等の具体事例を取り上げ検討すべきと思うがどうか。

7点目に、高齢化率の急上昇で自動車に頼れない交通弱者の急増が懸念される中、安全で快適に移動できる公共交通の維持、確保を目的での公共交通利用促進条例の制定をすべきと思うがどうか。また、交通手段の確保としての乗り合いタクシーなど、高齢になっても地域に住める方法を考えてはどうか。政策企画課では検討し、取り組んでいるのかどうか。

8点目に、当面乗りあわせて利用できるタクシー券を75歳以上のひとり暮らしの高齢者に往復券として支給してほしいという強い要望が出ているが、町としてはどのように考え、対策を立てるのか。また、75歳以上のひとり暮らしの高齢者は、町内に何名いるのか。

次に、子供の医療費、中学卒業まで無料化についてであります。

子供の医療費、窓口負担を無料化をし軽減する取り組みが全国に広がっております。子供の医療費無料化を求める取り組みは、1961年、昭和36年、岩手県沢内村、現在では西和賀町のゼロ歳児医療費無料化に始まり、1968年、昭

和 43 年、新日本婦人の会が全国に運動を呼びかけたことで急速に広がっていききました。以来、52 年もの長い歴史の中で日本全国で医療費助成が実現をしてきております。

現在、子供の医療費に対する国の助成制度はありません。各都道府県、市町村の助成制度には、対象年齢、所得制限、一部負担の有無など、各自治体によって大きな格差があり、子供たちの命と健康を守り、子育て世帯を応援するためには国の制度が少子化の中で今こそ必要となってきました。就学前の子供の医療費を所得制限なしで無料化をする国の制度を確立をし、その共通の制度の上に自治体独自の助成制度をさらに前進させていけば、現在就学前児童の医療費の窓口負担は 2 割であり、その部分を全額公費で拠出すれば、国の無料化制度が実現できるわけであります。必要な財源は年間 3,000 億円であり、大型公共事業や軍事費、大企業、大資産家への優遇税制など、国の歳出、歳入のごく一部を見直すだけで十分に確保できる金額であり、地方の各自治体も負担が軽減できるわけであります。

助成制度による子供の医療費の支給方法には、医療機関の窓口での支払いを無料にする現物方式と医療機関の窓口で一旦支払い、その後医療機関や自治体に書類申請をして後日返還を受ける償還払い方式があります。子供が急病のとき、お金の心配なしに医者に飛び込める、こういう制度があつてこそ安心して利用でき、制度への信頼も増します。償還払い方式では、病院、診療所の窓口で一旦立てかえ払いをし、その後自治体の窓口で請求手続に出向くなどをしなければ助成を受けられません。煩雑な手続のために申請を諦めてしまうケースも出ております。現物給付方式のほうが子供の命と健康を守り、子育て世帯を応援するという制度の目的をより確実に果たせることは明らかであります。

現物方式、つまり窓口無料を採用している自治体では、多くの場合、市区町がそれぞれの医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会などと協議をし、協力を得て契約を結び、行政は対象となる児童あるいは保護者に医療証を発行し、利用者は診察時、医療機関の窓口はこの医療証と保険証を提示するだけで窓口負担は無料となり、その後医療機関と保険者、行政との間で直接請求や支払いが行われるわけであります。子供を持つ保護者の皆さんからの要望では、償還払い方式から現物給付方式への改善、転換を強く求められているところであります。

多度津町では、このたび、平成 25 年 4 月 1 日実施予定での新たに中学校卒業までの入院に係る医療費助成制度を実施するため、助成対象者や助成方法等についての諸規定を整備するものとしてこの本会議に条例が上程、制定される運びとなっているのは、乳幼児医療費支給事業としては丸亀市並みに一步前進したと言えることであります。

しかし、近隣における中讃地区では、丸亀市、坂出市、坂出市はことしから丸亀市並みに、また宇多津町、多度津町の2市2町を除き、善通寺市、綾川町、琴平町、まんのう町の1市3町、また西讃地区では、観音寺市が中学卒業まで医療費が無料化され、現物給付、就学後は償還払いであります。しかし、市内では併用レセプトを使用しない現物となっております。そしてまた、お隣の三豊市では、中学卒業まで現物支給となっているわけであります。

そこで、お尋ねをいたします。

1点目は、宇多津町が小学3年生まで対象年齢を引き上げているので、我が多度津町でも同和行政を終結すれば、現行より1歳、対象年齢を引き上げて実施することができるかどうか。

2点目に、子供の医療費、中学卒業まで入院費は無料化になる予定だが、償還払いではなく窓口無料化となっているのかどうか。また、町内の病院では、入院費が窓口無料化になっているのかどうか。

3点目に、国に対して子供の医療費無料化は、国の制度として確立することを強く要望すべきと思うかどうか。

最後に、住宅リフォーム助成制度と小規模工事登録制度についてであります。この両制度については、公共事業予算が減少し、中小建設業者は仕事が激減、仕おこしの上で大事な制度となっており、住民にも中小業者にも喜ばれており、この制度の実施自治体が今全国各地に広がってきております。

住宅リフォーム助成制度については、個人が住宅のリフォーム、修繕や改善を行う際、地元の建設業者に発注するという条件で地方自治体がこのリフォーム費用に一定の補助を行う制度であります。これまでもバリアフリーや耐震工事などに限定し補助金を出す制度はありましたが、近年の住宅リフォーム助成制度はこうした限定を取り払い、屋根や外壁の張りかえや塗装に工事額の一定額を補助するというもので、中小建設業者の仕事おこしにも役立ち、地域経済に大きな波及効果を持っております。

また、景気対策としても効果的で、地域経済にお金を回し、関連中小業者の売上増、雇用の拡大と安定をもたらしております。特に、住宅リフォーム助成は、住民の住宅リフォーム意欲を刺激し、膨大なリフォーム工事を生み出すため、全国で商工業者や建設業者などの働きかけにより導入する自治体が急速にふえている状況であります。

また、中小建設業者は、地域のインフラづくり、防災などで重要な役割を担っております。

住宅投資をめぐっては、近年新設住宅着工件数が大幅に減少する一方、設備の改善、バリアフリーや耐震、最近では断熱などの住宅リフォームへの要求が高まっているのが特徴であります。そして、住宅リフォームはお祝いごととして

の波及効果もあり、料理の仕出し店、飲食店にまで仕事が回るなど、関連業種は 300 にも及び、各地で助成額の 8 倍から 30 倍という大きなものになっております。

また、中小建設業者にとっては、下請ではなく直接仕事を受ける元請となれるのも魅力であります。

このように、住宅リフォーム制度や小規模工事登録制度は、住民の要望に応え、仕おこしともなり、地域経済循環を促進をし、所得を得た業者が納税するなど、地方自治体の税収もふやす施策であります。

県下では既にさぬき市が住宅リフォーム促進支援事業として実施しており、この住宅リフォーム助成は、市民の皆さんに大きな反響があり、発注する方も業者さんも喜んでくれているとのことでもあります。それは、「小さい仕事はゼネコンではできない、地元には大工さんがいれば小さな商店もある、そういった人たちに頑張ってもらいたい」とは、大山さぬき市長のコメントであります。ちなみに、平成 24 年度の住宅リフォーム予算は 2,000 万円ですが、工事費の最高限度額は 200 万円とし、その工事費の 1 割 20 万円を限度にさぬき市の共通商品券の形で支給、既に昨年 9 月の時点では 600 万円余りを助成しており、事業費にすると単純計算でも 6,000 万円を超えているとのことでした。

そして、その後問い合わせや希望も数多くあり、好評のため追加募集も行い、2 月 20 日、ことしの時点で 1 期、2 期募集で 140 件の申し込みがあり、補助金として 1,930 万円、総工事費が 2 億 3,000 万円強とのことでもあります。交付対象工事としての住宅で多いのが外壁の塗装、屋根のふきかえ及び塗装、水回り、つまり浴室、台所、トイレ、エコキュート、オール電化工事とのことでした。住民や業者からは、実施に当たって工事費を 50 万円以上を 20 万円以上にしてほしい、募集方法や期間など、使いやすい、利用しやすい制度にしてほしいとの強い要望も出ており、さぬき市としても都市計画課が受付窓口となっており、平成 24 年度から平成 26 年の 3 カ年かけて効果の検証を行うとのことでもあります。

そして、この住宅リフォーム助成制度はまだ始まったばかりで今後の運用が大切であり、県の耐震改修ともセットでも使えるようにしているとのことでした。

お隣の三豊市では、「三豊市軽微な工事に係る競争入札等参加者の資格及び指名に関する規程」として小規模工事登録制度を実施をしております。この制度は、地方自治体が発注する工事、主に修繕、改善等について一定金額以下のものは入札によらずにあらかじめ登録していた中小業者に随意契約で発注する制度であり、小規模工事契約希望者登録制度とも言われております。

小規模工事登録制度とは、地方自治法の第 234 条に基づく随意契約の創造的運用を図ったものであります。地方自治法第 234 条は、契約の締結について、売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約または競り売りの方法により締結するものとする——これは、同条第 1 項でございます——としております。随意契約については、政令で定める場合に該当するときに限りこれによることができるとしております。

そして、地方自治法施行令第 167 条の 2 で随意契約によることができる場合について定め、契約の種類に応じて予定価格の金額の範囲、上限を定めております。ちなみに、工事または製造の請負については、都道府県及び指定都市は 250 万円、市町村は 130 万円となっております。

三豊市の規定では、第 3 条として、「軽微な工事に係る競争入札等の対象工事は、業種分類表に掲げる業種の内容ごとの設計金額がおおむね 30 万円未満で内容が簡易でかつ履行の確保が容易な修繕、小規模工事とする。ただし、緊急を要する場合、または適当でないと認めた場合はこの限りではない」と明記されております。

そして、業種では、建築が 11 種類、内装が 9 種類、設備が 8 種類、造園 3 種類、塗装が 5 種類、ガラス 3 種類、その他 1 となっているわけであります。

三豊市では、30 万円では金額が低過ぎて受注する側では実効性に乏しく、金額の増額を求める要望も上がっているとのことであります。

このように、小規模事業者の受注機会を拡大をし、積極的に活用することによって市内経済の活性化が図られており、大変喜ばれております。

そこで、お尋ねをいたします。

第 1 点目は、さぬき市の住宅リフォーム助成制度、三豊市の小規模工事登録制度についての取り組みでは、地元の経済波及効果が高いと評判になっているが、町としてはどのように考えているのか。また、実際に前向きに取り組んでいくことを検討してはどうか。

2 点目に、町独自の住宅リフォーム助成制度をつくり県の補助事業と組み合わせればより大きい経済波及効果が得られ、取り組むべきと思うが、町としてはどのように考えているのか。

3 点目に、昭和 56 年 6 月に建築物の耐震基準が大きく変わり、これ以前の住宅は壁の量が少なく、基礎も玉石や鉄筋の入っていないコンクリートなど、補強の必要なものが多くなっており、昭和 56 年 5 月以前に建てられた築 30 年以上の家について県の木造住宅への補助事業としての耐震診断、耐震改修が受けられるが、現在までに町では何件の申請があり、実施され、補助を受けたのは何件で総工事費は幾らになっているのか。

4 点目に、今年度の県の予算では、耐震診断の限度額が現行 6 万円から 1 万円

アップの 7 万円に、耐震改修では限度額が現行 60 万円から 30 万円アップの 90 万円になるとのことだが、この補助申請の窓口及び周知方法はどのようにするのか。また、耐震診断有資格者が町内に 20 名いるとのことだが、氏名の公表はどのようにしているのか。

5 点目に、県は中小企業振興条例を昨年 7 月 17 日に制定しているが、町はどうなのか。

以上、こんな暮らしがしたい、意見を出せる場所がある、人ありき、暮らしありき、地域ありき、未来に残せるすばらしいものがある多度津町としての取り組みについての 3 点について町当局の答弁を求め、私の一般質問を終わります。

議長（門 瀧雄）

この答弁については、1 時 10 分から再開いたします。よろしくお願いいたします。

休憩 12 時 07 分

再開 13 時 10 分

議長（門 瀧雄）

それでは、午前に引き続き再開をいたします。

尾崎議員さんの答弁をお願いいたします。

町長（丸尾 幸雄）

尾崎忠義議員のご質問のうち、子供の医療費無料化等子育て支援策についてお答えをまいります。

乳幼児の医療費無料化については、現在 7 歳未満児となっておりますが、加えて平成 25 年度より中学校卒業までの入院に係る医療費を助成することとしました。保育所につきましては、第 3 子以降 4 歳未満児の保育料免除を引き続き実施していくことなどにより、保護者の負担は国の徴収基準の 6 割程度に抑制されております。保育所への入所利用機会の確保や現在進行中の幼稚園舎の耐震補強等、また小・中学校の子育てに係るサービス環境の整備も含めた複合的な施策を展開しております。今後も町の財政状況を十分考慮しながらできるだけ子育て支援に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げ、そのほかのご質問に対しましては各担当課長より答弁してまいりますので、よろしくお願いいたします。

住民課長（神原 宏一）

尾崎議員ご質問のうち、子供の医療費の中学校卒業までの無料化について答弁を申し上げます。

先ほど町長が申し上げましたように、平成 25 年度から子育て支援医療費助成



制度を創設することとし、条例案を上程し、その給付費として 400 万円を平成 25 年度一般会計当初予算案に計上したところでございます。

そこで、議員ご質問の 1 点目でございます。

昨年 3 月定例会での答弁を初め、何度か答弁を申し上げているところでございますが、現在の乳幼児医療費助成制度の対象年齢を 7 歳未満から 1 歳拡充いたしますと 550 万円、中学校卒業までに拡充いたしますと 5,000 万円の新たな財源が必要になると推計しております。

また、先ほど町長が申し上げましたように、本町では、経済的な支援ばかりでなく、保育所や幼稚園、小・中学校等の子育てに係るサービス環境の整備等、複合的に施策を展開しているところでございます。

また、これまで子育て支援策には重点的に予算が配分されてきたところであり、さらに制度を拡充する場合には町財政全体の中で他のさまざまな施策とのバランスをとることが重要であると考えております。

したがいまして、議員ご質問の趣旨での対応につきましては考えておりませんので、ご理解をお願いいたしたいと思います。

次に、2 点目でございます。

乳幼児医療費助成制度におきましては、県内の医療機関での受診について、入院、入院外にかかわらず受給者証を提示することにより窓口での支払いの必要のない現物給付となっております。

しかし、子育て支援医療費助成制度は、入院に係る医療費に限られることから、受給資格を認定した後、申請をいただき、助成を行うという、いわゆる償還払いとしています。対象となる中学校卒業までの児童・生徒は多数でございますが、そのうち入院する者は限られるため、あらかじめ全員に受給者証を交付することは非効率であると考えています。また、入院時に受給者証を交付するにしても、その有効期間の設定方法や入院外で使用してしまう可能性などを考慮いたしますとかえって混乱を招く要因になりかねません。そのような事情から本制度では償還払いとしたものでございます。

次に、3 点目でございます。

従来より、国は医療サービスの提供を受けることに対して受診者が一定の負担をすることを原則とし、乳幼児医療費を無料化する施策の妥当性、他の少子化施策との均衡等を考慮すると、制度の創設は困難であるという考え方を持っています。これに対し、全国の都道府県、市町村は、地方六団体の活動を通じて国に対して要望を重ねているところでございます。全国町村会でも、社会保障と税の一体改革や政権交代後の社会保障制度国民会議等の場において乳幼児医療費助成制度を初めとする少子化対策の必要性を訴えているところでございます。

また、本町におきましては、毎年度香川県町村会を通じて、香川県に福祉医療制度の拡充を要望しているところであり、そうした要望により、香川県の福祉医療制度も少しずつ拡充されてきたところでございます。今後も地方 6 団体が足並みをそろえ、国と地方の協議の場等で要望を続けていくことになると思いますが、本町としても、香川県町村会に働きかけ、引き続き強く要望してまいります。

以上、子供の医療費の中学校卒業までの無料化について答弁を申し上げました。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

総務課長（石原 光弘）

尾崎議員の町民の生活交通を保証するコミュニティーバスの運行についてのご質問にお答えします。

1 点目の運転免許自主返納についてでございますが、丸亀署で受け付けたものは、平成 22 年中においては男性 4 名、女性 5 名の計 9 名、平成 23 年中においては男性 7 名、女性 5 名の計 12 名、平成 24 年中は男性 9 名、女性 11 名の計 20 名と、最近は増加をしてきております。

また、平成 25 年 1 月末現在で男性 1 名、女性 2 名の計 3 名の返納がありました。

2 点目の町内での車の台数は、町としてのデータは持ち合わせておりませんが、四国陸運局の平成 23 年版自動車数の推移によりますと、貨物 3,288 台、乗用 1 万 3,262 台となっています。

また、世帯別のデータについては不明でございます。

次に、運転免許の保有状況については、県の資料によりますと、平成 23 年 12 月 1 日現在、男性 74.4%、女性 61.7%の免許取得率となっています。75 歳以上の免許取得率については不明でございます。

4 点目の定住自立圏構想でのコミュニティーバスの広域運行とのことですが、昨年コミュニティーバスの市町間連携事業について、丸亀市のバス路線延長及び新規路線の整備を協議しましたが、相当の財政負担を生じること、一度実施すると廃止が難しいこと等の要因で路線の拡大は難しいことで意見の一致を見ているところでございます。

5 点目の地域公共交通確保維持改善事業で陸上交通の確保維持事業として新規の調査事業が補助を受けてできないか、6 点目の公共交通協議会の設立、7 点目の公共交通利用促進条例の制定についてのご質問でございますが、各自治体の行政面積、人口規模、交通弱者の状況など、さまざまな要因により設立や制定をしているところもあるようですが、大規模な自治体であり、多度津町の実態にはなじまないものと考えております。

8 点目の 75 歳以上のひとり暮らしの高齢者にタクシー券を支給をしてはとの

ことですが、町内にひとり暮らしの高齢者は約 1,000 人でないかと思います。タクシー券の支給については難しいと思いますが、交通弱者対策についてはさまざまな方法があると思います。この財源については全額単独費となりますので、今後迎える超高齢化社会の中で限りある財源の効率的な活用を考え、総合的に検討していかなければならないと考えております。

以上、簡単ではありますが、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げ答弁といたします。

福祉保健課長（山下 俊和）

尾崎議員のご質問のコミュニティーバス運行についての 3 番目の、町社会福祉協議会の買い物ツアー利用状況についてお答えいたします。

平成 24 年 10 月から開始いたしました買い物ツアーは、毎月の町広報の中でお知らせをしておりますように、週に 1 回、火曜日または水曜日に実施をしております、マイクロバスの駐車の関係でビックでの買い物が中心となっているようですが、その利用状況は、5 カ月間の実績報告によりますと、月当たりの延べ利用人数が 30 人から 50 人、月当たりの 1 回平均利用人数が 8 人から 10 人となっております。

以上、まことに簡単ですが、尾崎議員の町社会福祉協議会の買い物ツアー利用状況についての答弁とさせていただきます。

建設課長（島田 和博）

尾崎議員ご質問の 3 番目の 1 点目、住宅リフォーム助成制度及び小規模工事登録制度についてでございますが、平成 22 年 12 月議会で住宅リフォーム助成及び小規模工事登録制度についての答弁をいたしておりますが、当制度等の創設、運用については現時点も同様であり、考えておりませんので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

2 点目といたしまして、町独自の住宅リフォーム助成制度と県の補助事業等を組み合わせてはというご質問でございますが、1 つ目の質問でも答弁申し上げましたとおり、本町では、寝たきり老人等の高齢者や重度身体障がい者の方が在宅での生活を容易にするため、住宅を改造しようとする場合にその改造費用の一部を補助する多度津町高齢者・障がい者住宅改造促進事業補助金交付要綱を定めており、福祉行政の観点から必要な方に支援を行っているところでございます。

また、耐震対策助成につきましては、平成 23 年度より、多度津町民間住宅耐震対策支援事業に基づき、耐震改修部分に限り助成いたしておりますが、住宅リフォーム助成制度の創設については現在考えておりませんので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

3 点目についてですが、先ほど庄野議員の一般質問に対する答弁を申し上げます。

したけれども、耐震診断の申請件数につきましては4件で、改修工事は3件でございます。補助、これは国、県、町でございますが、その総額は24年度で診断23万1,000円、補助ベースです、改修159万6,000円となっています。したがって、改修の補助率は2分の1でありますので、総工事費としての耐震部分のみの申請でありますので、補助額の倍以上であると思われます。

4つ目の耐震対策補助関係の窓口は、従来どおり建設課で対応をいたします。周知につきましては、ポスター掲示、広報紙掲載、また多度津町ホームページにて掲載し、周知に努めてまいります。耐震診断技術者につきましては、建築士の資格を有し、香川県主催による木造住宅耐震対策講習会を受講された方の名簿につきましては、建設課窓口にて閲覧となっております。今後も、この制度を少しでも多くの町民の方々に利用していただき、耐震化に取り組み、町民の安全を確保するために取り組んでいきたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

産業課長（岡 敦憲）

尾崎議員のご質問のうち、中小企業振興条例制定の有無についてのご質問にお答えいたします。

尾崎議員がおっしゃるように、香川県では昨年7月17日に制定しております。また、丸亀市においては、丸亀市産業振興条例を制定し、中小企業の方ばかりでなく農林水産業、観光あるいは伝統工芸などの産業分野にまで幅広く振興しようとしております。近隣市町では、中小企業融資条例などにより支援しているところであり、本町においても平成17年10月26日に多度津町中小企業融資規定を制定し、支援を行っているところであります。

ご指摘のいわゆる多度津町中小企業振興条例の制定について考えているかどうかであります。現在のところ、中小企業に特化したものは考えておりません。現在行っておる融資制度を継続していくのか、丸亀市のように産業全体を視野に入れた条例づくりに向かうのか、これから研究していきたいと考えております。

尾崎議員のご質問のうち、中小企業振興条例制定の有無については以上のように考えております。ご理解賜りますようお願い申し上げ答弁とさせていただきます。

議長（門 瀧雄）

以上で尾崎議員の一般質問に対する答弁は、町長、各担当課長からありました。尾崎議員さん、再質問があればお受けいたします。

議員（尾崎 忠義）

第1点目のコミュニティーバスの運行でございますが、先ほどでは、高齢者が、75歳以上の方が1,000人ということでございます。この方は、やはり足

がない、つまり健康センターへ行くのにもタクシーを利用しなければならない、健診は受けないかん、しかし実際問題として非常に苦勞している。やっぱり今命と健康を守っていくというのが本当に大変な状況で、1年ごとに年齢を重ねていくわけですから、そういう意味において町の施策が今のところは余り考えられてないということでございますが、今後やっぱりこの高齢者対策としてコミュニティバスそのものにもいろいろな方法があるんですが、そういう意味で定住促進策の一環として取り扱っていただきたいと思うのですが、どういうふうに考えておるかということ再度お聞きしたいと思います。

それから、医療費の中学校卒業の分ですが、やっぱり償還払いと現物給付には、先ほど説明があって入院だけ窓口無料化にする、現物給付にするのは難しいという答弁であります。三豊市はもう既にそういう意味については中学校卒業までということで一貫してそういう方策をとっています。近隣の市町でも、町内と町外ということで無料化の線を出しているわけでありまして。そういう意味で、利用者の立場からいいますと非常に手続が煩雑だということで、将来は子供の医療費、中学卒までの無料化にしてほしいという意見が強いわけでありまして。

それから、先ほど言いました1歳年齢アップできないかということは非常に財源的に厳しいということでございます。

しかし、多度津町においても、こういう子育て支援をしていかなければなかなか子供が、若い人が、定住人口が減っていくということで、負担を軽減するためにこの取り組みについて私が述べましたのは、そういう一つの、1歳でも年齢を引き上げることが大事なんだと思うんですが、再度それをお伺いしたと思います。

それから、住宅リフォームの助成制度ですが、もう既にご存じのとおり、先ほど一般質問しましたが、さぬき市ではもう既にそのようにやっております。住宅リフォーム助成制度については、中小業者が非常に喜ばれておるということでございますが、そういう意味において、今住宅リフォーム助成制度と小規模工事登録制度がミックスするというんですか、かたや三豊市はまだ住宅リフォーム制度まではいってないんですが、現在発注しておりまして、特に小学校、これが既に小学校の障がい者用の女子トイレの便座取りかえ工事、これがやられております。

それから、もう一点が小学校のふれあい教室、タイルカーペット、カーペット張りの工事です、こういうのが見積もりをして出すということでございます。現物の説明会については、これは説明会はないんだと、各自で現場での確認をするというふうにしておるそうでございます。現実に見積金額は消費税抜きで金額の記載をしていったらいいということで、三豊市独自のそういう様式でし

ているということで、非常にそういう小規模の工事というのが非常に町も公共施設でありますから、そういうのが、修理、修繕、大変たくさん出てくると思うので、これについて実際従業員数とかその一定の工事施工者が小規模の人には非常に大きな役割を果たしていると聞いております。

そういう意味で、ぜひこの住宅リフォーム助成制度と小規模工事登録制度については、ぜひ今後とも検討して取り組んでいただきたいと思います。これについて、そういう工事の地域振興ということで、ぜひ政策企画課でもこういうものを一つ取り上げていったらどうかということで、政策企画課では考えているのかどうかというのをお聞きしたいと思います。

それから、この住宅リフォーム制度は、やっぱり今、多度津町内の古い住宅がたくさんあります。やっぱり保存すべき建造物としての住宅の改修が必要と思われるんですが、そういう制度として導入についての考えはないのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

以上です。

総務課長（石原 光弘）

尾崎議員の再質問のコミュニティーバスについてお答えいたします。

議員さん言われたとおり、高齢者対策についてのコミュニティーバスの運行、それが定住化促進の一環として、あるいは町の政策として考えられないかということでございます。ごもっともなご意見だと思います。

現時点で、先ほど答弁しましたことにつきましては、現時点でその効果が薄いということを考えられます。ただ、5年、10年先に交通弱者といえますか、一人の方が交通の便が不便だということが十分にそれはもう間違いなく想定されることでございます。そういう中で、どれだけ費用対効果があらわれるかということで各施策について検討をしていくという考えでございますので、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げて答弁いたします。

住民課長（神原 宏一）

尾崎議員の先ほどのご質問のうち、償還払い、現物給付の関係でございますけれども、償還払いにするということについては、今回の子育て支援医療費の助成については入院という限られた中でということでございますので、先ほども申し上げましたように、受給者証の交付ということとはかえって混乱を招くというようなことがありますので、今後制度がもう一段拡充したり、そういうことの中で考えていきたいと思っております。

それと同様に、1歳刻みで拡充していくというお話でございましたが、これについても一度始めると5年、10年、20年、長期的に財政的にいけるかどうかということも考慮してまいらなければいけないと思っておりますし、そういった中で、全体の子育て支援策、あるいは町全体の政策の中でどういった位置づけをする

かということを決めた上でないと、なかなか拡充ということでございますけれども進めていけないという事情がございますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

建設課長（島田 和博）

尾崎議員、再質問についてでございますが、住宅リフォームの部分と小規模登録とのお話でございますが、前段でもお話を申し上げたとおり、全ての人を対象としたリフォームということについての補助は、やはりこれは相当な予算もかかりますし、それぞれ、確かに耐震と耐震の工事をするときにはリフォームということも考えられんことはありません。

やはり壁の補強をする、柱の補強をするときに、その座を全てやるという方もおられるかも知れませんが、今のところ、現状的な耐震は耐震、そして福祉行政の中の一環的などうしてもそれが必要であるという場合についての方についてのことでありますから、全ての方を対象についての住宅リフォームの補助というのは今のところ考えられません。

それと、小規模登録とのお話でございますが、我々は現在、随意契約の中では、指名願が出ておろうが出ていまいが、2社、2社の随意契約の比較によってとれることには小規模になっておりますが、ただ指名願、何百社という中の町内の何百という中の中で全部、全ての指名願を出された人にまだ出し終えていません。そういう中で、全てのこの小規模の部分までいくということについては、なかなかそんだけ需要がないということでございます。確かに議員さんおっしゃるように全ての町内の景気なり、それが拡大すればいいんですけども、指名をいただいております方々全てに今でも当たっておりませんので、そこまでの拡充は今のところ考えておりません。

以上です。

政策企画課（岡部 登）

尾崎議員さんの住宅リフォーム助成及び小規模工事登録制度につきまして、ただいま建設課のほうより答弁を申し上げたとおり考えておりませんので、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

再々質問いたします。

では、第1点目の公共交通が今町にはないということでございますから、列車はあるんですが、電車はあるんですがそれはないということで、具体的に先ほど質問いたしましたが、75歳以上の方の高齢者の足を確保するのはどういうふうなのがあるのかをお聞きしたいと思います。

それから、子供医療費の中学卒までの無料化については、非常に1歳刻みでも

長期的な財政が必要だということでございますが、これについてのこの中讃区域でも年齢がずっと対象が、範囲が広がってきておるんですが、今後の近々の見通しについて、再度質問したいと思います。

それから、住宅リフォームの助成制度ですが、これはやはり入札とか指名というんができないという意味で拡充できないということでしておるんですが、別にこの住宅リフォーム助成制度が全ての人を対象で財源がたくさん要するというんでなくて、ほかのところは、町の財政である程度そういう制度をつくってるところは最初は試験的に金額、例えば 500 万円とか、町の財政の許す範囲で、市の財政の許す範囲で 500 万円とか 1,000 万円とか、その実績に応じてまた再度予算を組んでいって、結果的にそれが、税金がまた還流するということで、先ほど言いましたように、さぬき市のほうでは地域で、町からの地域の商品券で、つまり市内の商店も、いろんなお店とか、大工さんにしたって、それからもちろんリフォームする方についてもそういうふうな還元をしているということでございますから、ぜひこの制度は全ての人を対象というんじゃないくて町の財政の許す範囲内でその制度を拡充できないものかなということで、最後の質問をお願いしたいと思います。

以上です。

総務課長（石原 光弘）

尾崎議員の再々質問、75 歳以上の高齢者の足は、具体的にはどのように確保するんかというご質問でございますが、全て行政が足がない方、交通弱者に対応することは難しい部分がございます。

ただ、自動車の免許の自主返納なんかで、その免許を提出することで割引があるとか、私も全部は捉えておりませんけども、いろんな形でそういう割引制度があったりするんじゃないかとは思ってます。

どちらにしましても、具体的に、先ほども言いました弱者がふえてくるわけでございますので、福祉タクシーなんかの制度をある程度構築していかなければいけない時期かなとは考えておりますので、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

建設課長（島田 和博）

再々質問に関しまして答弁を申し上げますが、先ほど申したのは、指名願を出されておる業者さんでも、その指名願を出された小規模の工務店でも、その工務店の下には左官さんなり、大工さんなり、いろいろな方がおられるわけです。

今、議員さんがその質問の中にあっただのは、全てそこに随意契約以下、中間が入らないというお話もあつたんじゃないかと思いますが、再質問の中の答弁でもお話ししたように、それだけの町内に需要があるんであれば全体が回ってい



くんですが、公的な部分の中で今申し上げた中は、指名願を出していただいた中の方の中で、ランクをいろいろ数点なり点数の評価をさせていただきながら細かに発注をしている段階で、先ほど申しましたように、全ての方が全て受注するという件数の内容では今現在ございませんからなかなか成り立たないというお話をさせていただきました。

それと、住宅リフォーム関係じゃなしに、まず私が申し上げたかったのは、耐震の補助の内容を拡充したから、まずはリフォームじゃなしに耐震の制度を町としてやっぱり推進、促進していく立場に立った中でそれをまず推進する。そして、福祉関係での制度もありますので、そういう活用をもうちょっと我々も推進をしながら、全体の多度津町の安全と、それを保てたらなというような感じで申し上げました。ひとつ、よろしく願いいたします。

住民課長（神原 宏一）

子育て支援策のその拡充の見通しというか、このことについては、住民課だけで答えられる問題でもなく、町執行部の中で検討し、分析検討した中で結論を出していく問題だと思いますので、今のこの段階で拡充の見通しについて答えることはできませんので、ご了承いただきたいと思います。